

No.3112

法多元主義と清帝国—清朝満洲における法の実態を中心として

華東政法大学法律学院 特聘副研究員

史志強

本研究は清朝満洲の司法体制を解明するものである。清朝時の満洲はロシア・朝鮮の交差点であった。満洲を根拠地としていた八旗・漢人・モンゴル人のみならず、ロシア人・朝鮮人・日本人などの多くの民族が活躍していた。本研究は満洲の多民族性が現地の司法制度に与えた影響に注目し、独自の二重司法体制の変容を解明してきた。例えば、移民の増加に伴い、八旗の行政・司法機能が失われたことを明らかにした。また、覆審制度について、内陸と異なり、重大事件は上級官員が担当し、軽罪事件の審理は地方に放任していたことも分かった。この知見は、清朝における民事・刑事裁判の手続きが截然と区切られるという従来の見方に、再検討を促すものである。

本研究は2年間の計画である。初年度の2020年度は、「内閣大庫档案」から収集された事例資料を整理し、司法体制に関する制度資料と比較した上で、盛京地域における司法体制の実態を明らかにした。その成果は2020年に上海海事大学で開催された「青年法史論壇」で発表した。2021年度には北京の第一歴史档案馆で資料調査を行い、盛京地域及び吉林・黒竜江における司法体制についての研究を進めてきた。2022年度及び2023年度に、内モンゴル図書館、吉林省档案馆、雙城市档案馆などの東北地方の档案馆で資料調査を行い、論文の添削・補正に集中した。資料調査のため、京都大学人文科学研究所及び神戸大学も訪ねた。一部の研究成果は雲南大学で開催された第四回「民族史青年学者研習營」及び中国人民大学で開催された「清代法律的多様性與統一性學術會議」で発表した。

研究成果は以下の通りである。

1. 史志強編校『中華法系與中国法研究』商務印書館、2022年7月。
2. 史志強「『中外旧約章彙編』所収清代中俄条約的翻譯問題—以司法管轄為中心的考察」『史林』、2021年8月。
3. 史志強「冤案何以形成：清代刑事司法体系與文書的再省思」『清史研究』、2021年1月。人大復印報刊資料『法理学、法史学』2021年第7期全文転載。